

第五十五回国会 大蔵委員会 議 録 第三十五号

昭和四十二年七月二十日(木曜日)

午前十時十二分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 山治君

理事 足立 篤郎君

理事 奥野 誠亮君

理事 小峯 柳多君

理事 河野 洋平君

理事 砂田 重民君

理事 西岡 武夫君

理事 村山 達雄君

理事 渡辺美智雄君

理事 野口 忠夫君

理事 広瀬 秀吉君

理事 村山 喜一君

理事 永末 英一君

理事 広沢 直樹君

出席國務大臣

大蔵 大臣

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主税局長

大蔵省関税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

委員外の出席者

専門 員

拔井 光三君

本日の会議に付した案件

通関業法案(内閣提出第一二三号)(参議院送)

第一類第五号

大蔵委員会議録第三十五号

昭和四十二年七月二十日

付)
資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)(参議院送付)
税制及び金融に関する件

○内田委員長 これより会議を開きます。

通関業法案及び資産再評価法の一部を改正する法律案を議題といたします。

両案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、両案に対する質疑は終了いたしました。

○内田委員長 まず、通関業法案について議事を進めます。

これより討論に入ります。

通告がありますので、これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 通関業法の内容の整備につきましては、今日の業態の実態の上から見まして適當なものではあるのですが、ただ、この内容の中におきまして、論議の過程の中で明らかになっておりますように、通関士の資格要件を法定をいたしました。国家試験によつて資格を付与しながら、身分はどうかという点、通関業者との雇用契約だけに限られて有効である、退職をしたときには名称を使用できない、その名称を使用した場合には三万円以下の罰金に処す、こういうような形になっておられることは御承知のとおりであります。さらに、税関長の懲戒処分の対象となりながら、しかも、法律によりまして記名押印をして証明をした書類というものが、事実上は通関業

務の上に必須のものではないということ否定をされる。このような形の中において通関士というような資格がもたせられておられるというこの法律の現状規定は、これは、通関業の近代化を考えながら、まことに片手落ちな法律案であるというふうに思ふのでございます。

そういうような意味からいたしまして、当然、これらの資格を与えるとするならば、それにふさわしい権利と義務を付与していく中において通関業界が近代化されていかなければならない、こういうふうな意味をもちまして、内容的にこの点が不十分であるということとを第一の反対の理由にあげるわけでございます。

さらに、この業界の業態は、論議の過程でも明らかになつてまいりましたように、いわゆる兼業業態というものが大部分でございまして、港湾運送あるいは陸上運送、これらの関係、さらに倉庫業を営む者との間における関連業態でございまして、これらの業態をさらに近代化してまいりますためには、それらの兼業部門におけるところの近代化とマッチしなければならぬわけであります。

しかしながら、今回法律が通過いたしました、協業化の方式というものがとられるようにはなりましたけれども、この零細な業者に対するところの対策がまだ十分でないという点を考えてまいりますと、いわゆる港湾運送事業との関係における近代化をめぐるいろいろな今後の身分的な問題、生活上の問題が片一方においてあります。場合を考えると、これらの問題との関係において、零細な業者が過当競争の中においてどういふふう将来保障されるのかということが問題になるわけでございますが、それに対する救済措置が十分でないというのが第二点の理由でございます。以上の理由によりまして、私たちは、この法律

案に對しましては、残念ながら賛成をするわけにはまいりません。

以上申し上げまして、反対の討論にいたしたいと思います。

○内田委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、資産再評価法の一部を改正する法律案については、討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 税制及び金融に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。阿部助哉君。

○阿部(助)委員 銀行局長にお伺いするのです

が、実は全国的にあつちこちで問題になつておるようであり、中小企業協同組合法に基づいて信用組合を設立しておる。これは、御承知のように、これを認証するといふか、許可する権限は県知事にあるわけなんですね。したがつて、直接的には局長のほうには関係がないのかもわかりませんが、しかし、これが金融業務を扱うとすれば、何といつても、そういう金融関係の一番指導的な役割をしておる大蔵省がこれに全然無関心であるといふわけにはまいるまい、こう思うのであります。

時間が制約されておりますから、簡単にお伺いしますけれども、実は新潟でこれに基づいて朝鮮の人たちが朝鮮新潟信用組合というものを設立しております。実は、これは長年県知事にお願ひをしておつたけれどもなかなか許可がおりなかつたわけですね。ところが、新潟地震の際に、新潟地震にあつたけれどもなかなかその復興の資金が出てこないといふようないろいろな経過をもちましてこれができたわけですね。そのできるときに新潟県知事のほうで決まりました一番大きな理由は、新潟県全部におられる朝鮮の人たちは、大体六百世帯しかないじゃないか。しかも、それを新潟へつくつてみても、そのうちのまた大多数が新潟周辺におるといふても、全体で六百世帯しかない。そうすれば、信用組合というものがつくられても、実際に処置がない、数が少な過ぎるのじゃないかといふことが一番心配で、なかなか許可がおりなかつたわけですね。それが、新潟地震というあつた災害のあとで、朝鮮の人たちのお互いに助け合つていくという立場でこれが設立された。それでその後、役員の努力やそういうことで順調に営業が進み、そうしてあの人たちのお互いの復興あるいは営業というものに大きな役割を果たした。ところが最近、韓国系の上のほうからの指導によつて、もう一つ新潟で自分たちのものを設立したいといふ要求があるわけですね。それで県のほうもだいたい悩んでおるようであり、これは新潟だけじゃないようであります。そうしますと、

いま朝鮮の新潟信用組合には、六百世帯の人たち、南の人北の人ほとんど全部がこれに加入をしておるわけですが、これにまたもう一つこへつくるというふうなことになるまいりやうと、当初から、世帯数が少ないからだ、こういうことで長年認可を渡つてきたという点からいってみましても、だれが考えても常識的には非常に無理であるといふことが言われておるわけですね。しかし、いまのような情勢でありますから、いろいろと要求が強い。しかし、ここで政治的な問題を全部一ぺんに聞いてしまひますが、政治的な配慮でこれにとやかくすることは、ますますその間に対立抗争を激化させるだけになるのではないかと、いふこともこれあり、経済的なこういう問題は、いまいすなりといふてゐるのだから、そのまゝ一つでしていくべきだと思ひ、局長はどうせいいこうせといふことはできないにしても、金融のあり方からいって好ましいと思はれるのか、好ましくないと思はれるのか、その点ひとつお伺いしたいのです。

○澄田政府委員 ただいま阿部先生から御指摘の問題は、新潟県のみならず、いまもお話にありましたように、各地で類似の問題があることは承知いたしております。中小企業協同組合法に基づく信用組合の設立は都道府県知事の認可でございますが、その場合に、認可にあたつては、組合が設立された場合に、その事業が、その地の経済情勢とか、あるいは構成員、組合員とならうとする人たちの人数あるいは資力等によつて事業として十分成り立つていくかどうかといふようなことがやはり判断の中心になるというところは、法律でもそういうふうな規定しておりますし、いままでもそういうふうなことでやつてきたわけでございます。私どものほうは直接関知するといふわけではないのでございしますが、いまおっしゃるやうに、金融の問題ではありますし、非常に弱小の組合が乱立するといふような事態はやはり避けなければいかぬといふことで、一般的にわれわれのほうも関心を持つておると同時に、個々の問題として

県のほうから相談があるといふような場合もあるわけではございません。具体的その新潟の場合、三十九年にお話のやうに組合が設立されて、今回またもう一つ設立の申請が出てゐるというところは承知いたしておりますが、それが組合員数その他から見ましてどうかといふ点になりますと、これはかなり実情に即して考えなければならぬといふ問題でもありますが、私ども、先ほど申し上げましたやうな一般方針は持つておりますが、この場合にどうかといふことについては、実情もおよく検討する必要があります。一般には、県のほうで十分その点も考へて判断をする、こういうことではないか、そういう問題であらう、かように存じております。

○阿部助委員 局長としてはその程度しか話がしにくいだろう、こう思ひますのでやめますが、実情に即してといふことはありますやうに、先ほど申し上げたやうに六百世帯ぐらゐりしかない。そして、その構成員の中には、韓国籍の人たちも三分の一の信用組合に入つておるわけですね。ただ、上のほうの非常に政治的な観点から対抗的にそこに出てこよう。それが局長のお話のやうに、経済的な基盤を持ち得るといふことになれば、これもまた別でございしますが、いまの実情、この世帯数、そういうものから考へてみて、常識的にはとても二つが存立するといふ可能性はないといふ点で、県からのお問い合わせや何かの場合にはその辺もお考へいただきまして、そうしてこの政治的な配慮で対立抗争を激化させるやうなことのないうちに、ひとつ十分検討していただきたいといふことを申し上げて終わります。

○内田委員長 次は、広沢賢一君
○広沢賢一委員 先日資産再評価に関連していろいろと結論がこの間討論で出たと思ひますが、最近の資料によりますと、通産省の四十一年下期の経営分析というのがございします。それを見ますと、非常に法人は最近もかつてゐる、これはもう御承知のとおりだと思ひます。社内留保が非常に

に高まつてきてゐるということがいわれております。で、社内留保が高まつてきてゐるけれども、自己資本の比率は、利益を引き当て金に回したためにかへつて悪化してゐる、もうかつてゐるのだけれども、利益を引き当て金に回したためにかへつて悪化してゐる、しかし、借入れ金の依存度は低下してゐる、それから人件費はちよつと名目的に上がったけれども、比率は下がつてゐる、そういう結果が通産省の分析で出てゐます。これは四十一年下期の経営分析ですが、その後、四十二年の分析はまだ十分ないと思ひますが、大体、四十二年三ヶ月決算の法人の売り上げ高、それから申告所得、そういう資料を読みますと、金融業界をはじめとして非常に大幅な利益を引き続きあげてゐます。

そこで、銀行局長にお尋ねしたいのですが、この間の結論は、自己資本の比率といふのは、西ドイツ、フランス等と比べても、もうたいへんな伸びの率を示してゐる。それから国際的に比較して、また国内的に年代別に比較すると、たいへんな自己蓄積をやつてゐる。したがつて、最近の傾向としては、大蔵大臣が一番初め言つたとおり、自己金融力充実の傾向にある。大体そういう傾向にあると思ひますが、どうでしょう。
○澄田政府委員 一般的に申し上げまして、ただいまお話にありましたやうに、経済の変化と、それに伴つて各種の要因が重なりまして、企業の手元流動性というものが非常にふえてきてゐる。と申しますことは、自己金融力が増加をしてきてゐる、こういうことになるわけでございます。その状況は、これはいまもお話にありましたやうなことでありますが、設備投資が進んできて、そうしてその償却が非常にふえてきてゐる。これも当然その累積した償却といふものは自己金融力となつてあらわれるわけでありまして、自己金融力の増加となります。また国債発行に伴つて資金の流れが変わつてきてゐる。金融機関の貸し出しによらないで、あるいは日銀の信用によらないで、国債の発行というもので企業に直接金

が流れるという面も出てきている。いろいろ相まって自己金融力の増加という現象は確かに認められるのではないかと、かように考えます。

○広沢(賢)委員 そうすると、自己金融力が強まってきたという傾向はいんですが、ただし、今後の方向として、新聞によりますと、下期というか、十一月以降再び会社が銀行に金を借りる動きが一段と強まるのではないかと、かような動きがあります。そうすると、自己資本の蓄積は、絶対額で、各国に比べても年代順に見ても非常に大きくなっているにもかかわらず、また他人資本から借りてくる、銀行から金を借りる、オーバーローンとかその他が進めば、また自己資本の悪化というところはもうすぐ出てまいりますね。そういう点はどうでしょう。

○澄田政府委員 傾向としては、企業の流動性が高まり、そして自己資本比率が高まってきたという傾向に、今後もいままのような経済情勢が続けば、当然全体としての比重はなるものと思われ、したが、ただ、ある短期的な期間を見た場合には、その期間に、たとえば設備投資あたりが各企業の間で競合する、集中するというような時期には金融機関への借入れがふえるというようにある形である期間、短期的な期間、一年とかあるいは半年とかいうようなものにとった場合には、その期間にはいまいゆる自己資本比率が若干低下するというような現象は、やはり経済の流れの中では今後もあるのではないかと。そういう意味において、現在企業側の動向調査によっても、あるいは金融機関側の先行きの見通しを聞いてみても、若干これから資金需要がふえて、金融機関への借入れ申し込みがふえてくる。その時期は、初めはこの秋くらいからだといわれたのが、どうやら年末ぐらいからとか、時期は少しずつずつて予想されておりますが、いずれにしても借入れ需要が近い将来強まってくるのではないかと、かような見通しがいろいろ出ておりますし、そういう予想で金融機関の資金ポジション等も考えているという面はあろうかと存じます。

○広沢(賢)委員 そうすると、澄田さんがお書きになった「金融の効率化」という「フアイナンス」に載っている論文によりますと、「ロングランにみた場合には、民間部門の資金の万全需要超過といったような現象は再来しないと見るべきではないか。」かようなふうに言われております。そう、短期と長期を分けると、長期にはそういう傾向にある、これは非常に歓迎すべき傾向である。それからもう一つ言われておりますが、そういう金融の見通しの中で、今後は先進部門、先導部門中心から、後進部門を含めた成長でなければならぬ、それが高度成長の行き過ぎに對する均衡のとれた成長、安定成長である、中小企業の近代化を進め、大企業重点ではなくて、農業部門やそういう部門もよくしていかなければならないという御意見でございますね。

○澄田政府委員 一般論としては、私、いまお示しのものにも書いたように、そういう傾向にあるのではないかと。したがって、金融機関あるいは金融に對する資金の要請としても、いままでのように、重化学工業あるいは大企業の設備資金中心というものより、もっといろいろな面に對する資金需要というように金融もこたえていくということになり、大企業のはうの設備投資といううなもの、償却等が非常に累積して大きくなるといううなことで、自己金融力でまかなわれ、金融機関に對する要請というものはもともと多量になつてくる、そういうのが今後の趨勢ではなからうか。先ほども申しましたように、短期的には若干逆転するというようなときもあるいは今後間々あつても、長い方向の流れとしてはそういうことではなからうか、かように考えております。

○広沢(賢)委員 そうすると、資本自由化に備えて、今度は金融機関の再編成が行なわれる。いま金融制度調査会で議論されておられると思いますが、その際に、この間私は全国銀行協会の協会長さんに質問したのですが、いまの中小企業金融機関で、相互銀行と信用金庫は数々の足かせ手かせをやられている。普通の銀行はいろいろとオーバーローンもできるし、日銀と大きく取引できるし、かつて気ままに、たとえば零細金融も月掛けもどんどん取ることができ、これは公正な土俵じゃないじゃないか、これを取つたらどうかという質問に對しまして、取つたらどういんだ、しかし、急に取つたらどういんだ、徐々によつていく、その徐々にやつていく間、たとえば財政資金、財政投融資の資金その他開発銀行へ流してありますが、そういうものを、やはり何らかの方法で一番中小企業のめんどろをよく見て、それら少しく改善できるのではないかと、かような話をしましたが、銀行局長の御見解をお願いしたいと思ひます。

○澄田政府委員 私、現在の中小企業専門金融機関といわれる相互銀行、信用金庫といううなもの、のあり方につきましては、一方においては、中小企業に對する資金の供給というものがやはり、そういう金に對する資金の供給と供給されておるといういまの現実、そしてそれを確保していかなければならないといううなこともあります。他面、しかし、そういう金融機関の初めからの制限といううなもの、いまの状況にあまりにも合わなくなつていっている点もあつて、それから、いまお話のような競争といううな見地からいって、不当に拘束をしているといううなことで、あつては、かえつてそういう金融機関として機能を十分に發揮しない、資金コストも高くなるといううな結果をもたらすといううなこともあろうかと思ひますので、中小企業金融に對する配慮と、それからそういう金融機関の効率と両方考へて、漸進的に不当な制限を撤廃をしていく、かようなことは当然であるかと考へるわけでございします。そうして、そのために、現在の金融制度調査会において取り上げております検討等においても、そういう線がしかるべく出てくるといううなことを私も期待いたしておるわけでございします。そうして他面、政府資金が必要に應じてこれを量的、質的に補うといううな形で中小金融の部面に流されていく。それは現在の政府金融機関といううなものを通じて、もうそれで済まし、それから直接それらの民間の金融機関、相互銀行、信用金庫に政府資金を流すといううのがなかなかあれでございします。たとえば政府金融機関の代理貸し等の制度を通じて、それからまた他方、信用補完制度を充実するといふような形で、信用補完を受け、そして相互銀行、信用金庫といった民間の機関から金融を受けられる、かような形で、やはりそういう方面に政府資金を活用する、そういうことと相まって、その間の補強、補完をやつていくべきである、かように考へております。

○澄田政府委員 私もその代理貸し、信用補完制度を画期的にやらないといけないと思ひます。したが、たとえば中小企業の倒産状況は、これほどの好景気がずっと続いているにもかかわらず、ええ、最近なおひびくなくなつていまして、そういう状況から見ますと、これに對する対策というのは、それからもう一つお伺ひしますが、銀行が非常にうかつにやっています。大体各業種の中で一番うかつにやっているのは銀行である、かようなうに分析がなされております。その中で、地方銀行や相互銀行、それから信用金庫、かようなものはどうかといううと、やはり貸し出し金利、利回りの低下があるにもかかわらず、相銀ではやはり貸し出しの業態内容の拡大といううこと、貸し出し増ですね、それがあつて、収益をあげていまして、ところが、もう一つの資料によりますと、経常収支率は悪くなつておる、少し悪くなつた。いまの情勢の中で、どっちが重きがあるわけですか。

○澄田政府委員 いまもお話しになりましたように、業態の拡大といううなことに、かような資金量がふえ、貸し出しもふえる、かようなことは、かによつて利益がふえてくる、かようなことは確かにあると思ひます。他方、やはり全体の傾向としては、御承知のように、貸し出し平均金利

は下げ続けてきております。二十九カ月連続、これはいままでのうち一番長いわけでありまして、四十一年の一月から今日まで連続して貸し出し平均金利が下がってきている。全国銀行貸し出し平均金利でございますが、下がってきている。こういうことでございますので、その率で計算いたしました利ざやというものは逐次縮小をきてきているという状態でございます。これはこれらの金融機関の当面する環境からいえば、当然金融機関はこれに耐えていかなければならないというところでございますが、そのことは、裏を返して申し上げれば、經常収入に対する經常支出の割合がふえてくる、經常収支率が悪化する、こういうような形にもなっているわけでございます。

もちろんそういう金利低下に伴う悪化というものは、他面、金融機関としては經營の効率化を徹底いたしまして、人件費、物件費の節約とか、いろいろな面で効率的な運用をやることによってカバーしなければならぬわけでございますが、それにもかかわらず若干經常収支率が悪化する、こういう傾向を招いてきている、こういう状態であるわけでございます。こういうところ金融機関として当然耐えて、そして金利もなおこれから下げていかなければならない、こういうことでございます。

○広沢(寛)委員 その銀行の収益は長い目から見るとどんどん増加している、上がっている。一番大もうけしているのは銀行だとよくいわれておりますが、それにもかかわらず、經常収支率が一時の現象として悪化する。そうすると、人件費、物件費を節約しろ。この經常収支率が最も評判が悪いわけですね。それで締めつけてくる。信用金庫、相互銀行に働いている人たちがいうのは、これはもうボーナスでも何でも全部經常収支率という口実のもとに頭打ち、締められるというところで、ここ三、四年そればかりが問題になつていく。じゃ、今度信用金庫經營主のほうはどうかという、これも經常収支率が頭が痛いということですが、最近經常収支率について少し変えていく

という方向がいわれておりますし、新聞記事にも出ておりますし、やはりどういいう経過で經常収支率を変えなければならぬか。変える方向にある、それは当然だと思ふのですが、どういいう方向でやっていくか、こういう点についてお聞きしたいと思ふのです。

○澤田政府委員 これはこれからの検討でございますが、一つは、信用金庫に対して統一經理基準というふうなものを実施するようにいま業界と話をいたしております。従来償却とか積み立てとかいうふうなものも各行自由にやってきておりますが、そういうものも、ある一定の基準でもってやっていくというふうなことにすべきではないかというふうなことで考えております。

そういうふうなことで、銀行の決算經理の面で、ある基準ができるというふうなことになるまいりますと、經常収支率というふうなものも当然もう一度見直しをいたしまして、經常収支率のところでそれが七八とか八〇とか、そういうふうな率だけで縛る、こういうことにしたいまいります。は、今後全体として貸し出し金利というものを引き下げていかなければならぬ状態でありまして、形式的な率だけでいくべきではない、こういうふうなことも言える面があるわけでございます。後經理基準等ができました場合に、それを前提といたしまして内容を見直しまして、そしていままでの經常収支率による金融機関の經營に対する判定というふうなものは、そういう意味で改正を加えていくべきではないか。たとえば、その内容としては、經常収支率には減価償却というふうなものがあるが、經常収支率に入ってきていない、こういうふうなことがございますので、当然その資金コスト全般を見るためにはそういうものも入れて考えなければならぬ、こういうふうなことで、内容も洗い直して考えていくべきではないか、かように考えております。

○広沢(寛)委員 大體私は、經常収支率の内容を変えていくということが、やはり現在の非常に窮

屈な中小金融機関の建て直し、それから、それを理由にして歩積み・両建てからいろいろのなずつと矛盾が出てきたことを改善して、さらに大銀行に對して平等な立場に立つような方向へ持っていくか、せる大事なことだと思ふます。銀行で働いている労働組合の皆さんというのは、これはもうこれが非常に恨みの的になっておる。いまの収支率改正について、どうぞこの金融制度調査会その他にいろいろ反映させて、いい方向に持っていくていた

だきたいと思ふ。

そこで、お聞きしますが、以上のように、大資本、大法人のもうけというものが非常に高まっている。連続ずっと続いている。そこで、たとえば鉄鋼業ではこういうふうな書いてあります。「鉄鋼大手五社の申告所得の伸びは一九・〇％で、前期の二一・二％より伸率が小さかったのは各社が多額の特別償却等を実施したためである。」と書いてあります。それで、全部のランクからいって、鉄鋼業というのは大幅増益です。ずっと今国会中鉄鋼業についていろいろお聞きしましたが、このような特別償却の伸び率の差が大体一七％、これに五社の申告所得をかけたみると、とく大きな額になっておるのです。そうすると、特別償却というのはいかに法人に対する利益を税金の面でカバーしているんじゃないか、こういうふうな思

います、どうでしょう、主税局長。

○塩崎政府委員 おっしゃるように、特別償却の性格は、その期におきましては特別償却の額だけ申告利益が減ることは当然でございます。しかし、それはその後の期から償却額の減少という形でまた耐用年数の期間にわたって税金は取り返される、こういった傾向を持つことは御案内のとおりでございます。

○広沢(寛)委員 いまの資本自由化のもとで、技術革新、それで終わつたらすぐまた次の機械を入れる、次のをやるといふことで、どんどんこれは繰り返していくと思ふのです。だから、さっきの分析にあったとおり、自己金融力の充実とか、それから自己資本の絶対額のものすごい増加ですね、

こういう状況が続いているわけですが、これがさらに今度資本自由化に伴つて、この間私が質問したとおり、いまもって體質改善、それから自己資本率の強化、そのためには税制上いろいろのなことをやらないといふ。今度の税制調査会が出てまいりますが、いい面も出てくるけれども、その中で矛盾しているのは、いろいろ住民税の減税はやろうとするけれども、しかし、資本の自由化に伴う税金の軽減とか、そういう問題の要請があるので、なかなかそのかね合いがむずかしいと新聞には出ております。

そこで、私、大蔵政務次官並びに主税局長さんにお伺いしたいのですが、資本の自由化ということ、せんじ詰るとこれはワイルド・エンタープライズ、世界的な企業に對してお互いに合併、集中だけではこれはやっていけない、それだけが手ではないといふところなんです。たとえば朝日新聞に出しておりますが、石坂泰三さんまでが言っているのですが、これは石坂泰三さんのことばではなくて朝日新聞の記事ですが、「これまで、外国資本の攻勢に立向うには産業再編成、つまり合併や合同を進めて少数の合理化された大企業を育てることが、第一のキメ手とされてきた。だがそれだけではどうにもならないことを、怪物、に一足早く見舞われた欧州諸国が証明したのである。」

と云つて、重要な問題は技術格差ですね、テクノロジーギャップ、このごろはやっています、これが問題なんだというふうな結論づけております。それで、技術格差を縮める方法は一ぱいあると思ふのです。大企業それぞれが研究開発費の税金をまけてもらつてどんどんやるといふ小さな小手先細工では、これは片づかないと思ふのです。それは国をあげて技術格差を縮める。それから、それを乗り越えるために国をあげての基礎的な技術の自主開発が必要だ、こういうふうな思ふわけですね。そうすると、まず第一に必要なのは自主開発を大幅に進める、そのほうが資本自由化に對する抜本策である。ことに、コカコーラとかそういうものでなく、もっと基本的な基礎的な

技術の開発、これが一番重要じゃないか。それに
ついて、大蔵政務次官の御意見どうですか。

○小沢政府委員 その面においては、私は同感で
ございます。

○広沢(賢)委員 そうすると、やはりこの次の税
制調査会ではいろいろ大衆減税の問題もありま
す。同時に、さっき言ったように、大企業に對
して、勝つまでははしがりませんで、みんな税金も
がまんしなければならぬ、軽くしてやらなければ
いかぬ、金融も大資本に集中するというのでは
資本自由化には対処できない、これは確認でき
たと思うのです。

そこで聞きますが、税制調査会では法人擬
制説を今度はやめる方向にある、法人利潤に對
する比例税とか、そういうものを考えておられる
と思うのですが、そういう方向が私は正しいし、
すっきりしているし、その方向へいく、その方向
へいくについて、さっき申しましたように、大企
業というものはべらぼうにもうけておる、した
がって、中小企業、ことに中堅企業以下が、資本
自由化に對しても来年の秋から一番風にさらされ
て、一番重要な問題になる。そうすると、さっき
銀行局長さんが言ったとおり、中小企業に今度は
非常に重点を置かなければならぬ。そうすると、
やはり法人累進比例税とでも私はつけたわけで
すが、そういうものについて累進税を取るとか、そ
の他について考えられると思いますが、主税局長
のお考えいかがですか。

○塩崎政府委員 資本の自由化に備えて、企業
の体質、特に中小企業の体質の改善は、私も広沢先
生の御指摘のとおりだと思っております。税制も
昭和二十七年から種々の特別措置が入りまして、
特に特別償却を通じて日本の設備の近代化が行な
われてきたわけであります。ただいま御指摘の鉄
鋼業の特別償却などは、むしろ私も圧縮さ
みでございまして、現在残っておりますスベックと申
しますか、特別償却の機種は二種類しかない。これ
までは高炉、たとえば、いわゆる上吹き転炉は特
別償却を認めてきたわけでございますが、昨年の

改正以来、高炉については特別償却を認めない、
こういつた特別償却はむしろ中小企業のほうに向
けたいということ、合理化機械の特別償却は、
中小企業の体質の改善の意味でも進めてきた
ことを一つ申し上げたいのでございます。そのよ
うな意味で、鉄鋼業の今回の申告では、特別償却
の金額は多くなかったわけでございます。これは、
過去の新しい設備いたしました高炉についての特別償却
の権利がまだ残っておったために、このような特
別償却が実施できた。今後おそろくこれは減つて
まいりまして、むしろ特別償却は中小企業のほう
に多く回つてまいるのであると思ふのでありま
す。

私は数字を見てまいりましたが、昭和三十六年
には資本金一億円未満の法人の合理化機械の特別
償却はわずかに四十四億円、一億円以上の法人の合
理化機械の特別償却は二百二十四億円、こんなよ
うな格差があったわけであります。四十年につい
て見てみますと、資本金一億円未満の法人の特別
償却額は百五十億円と三倍以上になっておりま
す。資本金一億円以上の法人のほうは逆に減りま
して、百六十三億円、八〇％になつておる、こ
ういったことが、私も皆さんの声を反映いたし
まして、とにかく中小企業を税制上におきまして
非常に評価しておる、こういうふうに御理解願
いたいのでございます。

そこで、お話のいわゆる擬制説的な法人税から
実在説的な法人税にかへること、そうしてまた、
中小企業の体質改善の意味におきまして、特に累
進税率を用いて、大所得のものについては高く、
中小所得のものについてはもう少し低い累進税率
を設けたらどうか、こういう御意見でございま
す。この点につきましても、先般所得税法、法人
税法の改正案の際にも、私も私見と申しま
すか、税についての見解を申し上げたのでござ
いまして、これは非常に主観的な意見といわれて
しかたないかと思ひます。

しかし私は、法人税は所得税と少し違った課税
原理を持つものではないか、かように思つており

ます。個人所得税は、まさしく支払い能力原則に
基づいた最も大事な税金でございまして、累進
税率が最も適応すると思ふのであります。企業の
ほうは、そういう富めるは所得の分配の促進
という理由よりも、むしろ社会費用を分担さす、
あるいは企業の受ける利益に對して企業が納める
ものとしての税金でございまして、そういう点で見
ると、累進税率よりもむしろ比例税率のほうが適
当である、私はこういつた考え方を持っております。
先般、日本経済新聞に宇田川先生と私の小文
が「私の意見」という形で出ておりますが、そ
ういふふうに考えております。

しかもまた、所得といひましても、大法人はた
くさんの株主の資本が集まつたものでございま
すし、中小法人の資本というものはむしろ株主が
少ない、これをどういふ大きな評価するか、こ
れはまたなかなかのさしがねがございまして、思
ふのであります。さらにまた、累進税率の弊害
は、企業利益というものが非常に変動するわけで
ございまして、八幡製鉄といへば赤字になること
がございまして、むしろ中小法人のほうは安定する
ような傾向を持つのであります。そういういたしま
すと、欠損の繰り込み、繰り戻しという危険が生
まれておる不十分な現在の仕組みでは、非常に大
企業に對しまして酷な結果になつておる、こ
ういふ企業利益の変動性の理由から累進税率はとれ
ない。過去に超過所得税というやうな制度をや
つてみました。結局は、これはむしろ中小法人に對
しまして自由化された結果になつた、こういう危
険があることを私はいつも申し上げております。

外国の実例を見ましても、私はさういつたことを
反映したものだと思ひますが、法人税につきま
して累進税率をとつておる国はないと言つて過言で
はございません。あるといひますれば、二段階
程度の非常になだらかな税率、私は、これが最小
限度の、現在世界各國が法人税に考へておる税制
ではないか、かように思ひます。

もちろん、いろいろな考え方がございましての
で、検討はしなければならぬと思ふのでございま

すが、さういつた意味で、私も私は法人税率とい
うものはやはり比例税率のほうがいい。しかしな
がら、現行の中小法人の問題は大事でございま
すので、所得の三百万円以下の軽減税率は考へられ
る制度であると思ひます。しかし、現在の配当
軽減法は、これも「私の意見」の中に書いておき
ましたが、支払い配当を重視するという見方は、
結局は中小法人に相対的な不利という結果を招き
ます。このあたりは、どの程度の軽減税率を設け
た方がいいかは今後税制調査会で慎重に検討して
いただこう、かように考えております。

○広沢(賢)委員 累進方法についてはいろいろと
御意見があるし、私も検討しますが、法人比
例税ですか、これが金融制度調査会で取り上げら
れ、採用されておりますが、おそろく反対意見が
出てくると思ふ。これはいま言われましたとお
り、配当が少なくなるという兎町その他からの意
見だと思ふのですが……。

そこで私は思ふのですが、この前ちょっとお話
しました株の値下がりで、自己金融力をつける
というので株が値下がりがちやいかな、上がったほ
うがいいということである、氣を使つておるけ
れども、株の値段の上げ下げというのは、たと
えばベトナム休戦説が出れば下がります、ずいぶ
ん悪い傾向だけれども、それから凍結株が四千億
もある。その他ソニー株が最近上昇するとか、つ
まり、株の値上がりといふ言つた利子配当に對
する特別の優遇措置というものは、直接関係は科
學的に立証されなかつたと思ひますが、証券局長さ
ん、どういふふうにお考えになりますか。

○加治木政府委員 株価の変動はいろいろの要因
によつて変動するわけでありますが、現状にお
いては、企業の収益力、一応これが注目されてお
るやうであります。ソニー株も、外人投資家は、
やや日本の市場における関係者の判断と違つた判
断を持つておるわけですが、やはり収益力に重点
を置いた考え方で実需が出てきて、それであ
いふふうになつた、その後若干戻してあります。
企業の実態、それに即してこれをどう評価するか

はいろいろな尺度があると思うのでありますけれども、これをかりに実勢値と言ふならば、実勢に従つて動くというものは何人もこれを抑制することはできないと思うのであります。またそれが正しい株価形成の原理だと思ふのであります。

ただいまの御質問は、そういうことでなくて、法人利潤税といふか、企業課税の方式が変わることによつて、従来よりも受け取り配当が不利な税率になるのじゃないかという点、これが株価にどう影響を与えるかという、こういう御質問だと思ふのであります。それは現在の税制を、その他の配当課税あるいは企業課税のあり方についてその面だけ変更されるということであれば、確かにそのとおりであります。しかし問題は、この投資家あるいは貯蓄をしている人が、その金融資産をもつて、預金を選ぶかあるいは社債を選ぶか、株式を選ぶかという選択の過程において税制が公平になっておるかどうか、この点だと思ふのであります。したがつて、絶対的な税率の水準そのものではなく、むしろ主として預金課税との権衡を考えればよいと思ふのでありますけれども、預金課税と受け取り配当の課税、この辺がどういふ形が実質的な公平ということが言えるか、こういう問題だと思ふのであります。税率の絶対的な水準そのものでは答えが出てこないと思ふます。

○広沢(賢)委員 確かにそのとおりです。そうすると、やはり今度利子に対する優遇措置をやめなければいけない。両方ともやめれば文句がないわけですから。そういう結論だと思ふのです。

そこで今度貯蓄の問題です。貯蓄の問題では、たとえば国民生活白書なんか見ますと、たいへんな貯蓄増です。最近では都市勤労者の貯蓄というのは、保険料払い込みや有価証券の購入を含めて、前年に比べて一三・八%もふえている。これはいろいろ原因があると思うのです。物価がちょっとでも落ちればやはり貯蓄する気になるし、社会保障の補完的な意味で、十分社会保障がないものだから貯蓄する。子供の教育費のために貯蓄する

という点もある。この貯蓄と、それから、いつも問題になつてゐるのですが、貯蓄の額と、減免したからそれがそうなつたかという点とはほとんど関係ない。これは統計上はつきりしてゐますね。そうすると、利子、配当全部これはやめてしまつて何ら差しかえないと思ふのですが、金融制度調査会にいろいろ意見が出ると思ふますが、金融一応どの程度までかまわないか。今度ちょっと前進しましたが、もっとずつと前進しなければならぬと思ふますが、その点はいかがですか。

○塩崎政府委員 税制は、すべての投資あるいは各種資産から生ずる所得に對して中立的であるべきである、こういう御意見に尽きると思ふます。そういった意味で、特別措置がいかなる効果を有するかは、先般ここでも少し御議論になつたところでございます。しかしこの問題は、先般、租税特別措置法の改正で五%税率を上げて三年間安定さすということになりましたので、税制調査会では、この問題についての論議は、私は今度は少なからうと見ております。

問題は、法人税の税額、これは配当には影響いたしておりますが、現在の企業経営者の心理から見ると、影響するようないないような、投資家が見ると、また影響を受けていないような、そのあたりは非常に複雑なものでございます。私は、法人税といふものは、そんなむずかしい税金じゃなくて、法人企業から、利潤を對象といたしまして納めていただくものが法人税であつて、配当あるいは賞与、あるいは留保、これには関係ないという世界の大勢がとつておるたてまえが一番わかりやすい常識的な税だと思ふのでございます。

したがいまして、利子、配当についての議論よりも、法人税の基本的な仕組みにつきましては、もちろん配当に及ぼす影響も考え、さらにまた配当と利子との関係も考えなければなりませんけれども、法人企業は、はたして独立の納税単位となるかといふ問題を研究しています。そして、これも簡単に仕組みを変えることは影響も非常に大きいことではございますので、各方面の深い研究をお願いいたします。

いし、さらに、各方面に對します周知徹底と申します。P Rをお願いして、シャウプ税制が全く無意識のうちに配当率の決定などに影響しないようなやり方で入り込んだことの結果の失敗をおかさないようなことをひとつねらつていきたい、かように考へておるのでございます。

○広沢(賢)委員 今度、税制調査会の中でのいろいろ議論がある中で、赤字の部分、たとえば地方公営企業とか、それからサラリーマンの家計とか、たとえば月千六百円の赤字で内職をしておるというサラリーマンが多いということは、これは都の調査で明らかです。そうすると、赤字の部分には赤字の補てんでいかなければならぬ。だから、住民税の減税とか、教育減税とか、それから、住民税の減税とか、教育減税とか、それから、一番必要な、必要経費が認められていないサラリーマンに對して基礎控除を上げていく、こういう問題が中心です。資本自由化に對しては、これは財界からいろいろ要望が出てくると思ふので、理屈にならない理屈でどんどんこじつけられてくると思ふますが、それをね返して、正常な税体系、租税負担の公平の原則、そういう応能の原則に合つた税体系をつくつていかなければならぬ。これは一致していかなければならぬと思ふますが、主税局長と大蔵政務次官の考え方を願ひします。

○塩崎政府委員 もちろん、税制の基本的な基準は負担の公平でございます。しかし、もう一つは、やはり税制によつて経済効果が生ずるということが私は大事だと思ふのでございます。こういった広い角度から、当然税制調査会の御検討をお願いすることにならうかと思ひます。

○広沢(賢)委員 それで、その経済効果で全然効果のあがつてないものを一つあげますが、それは交際費ですね。これは幾ら上げて、もう結論がついておると思ふのです。大体五千七百四十九億円、これに英国並みの課税をしたらどのくらいになるかお聞きしたいと思ふのです。どのくらいになりますか。

は、交際費は、輸出取引に關するものを除きましてその他は全部法人税を課税する、こういうことだと思ひます。いまず計算いたしますから、ちよつとお待ちいただきたいと思ひます。

○広沢(賢)委員 いま計算していただいてみると相当の額になると思ふのですが、その間に大蔵政務次官にお聞きしますが、もう一つ問題があるのです。

こういう問題です。いま東京都の都電、都市交通が赤字で、ごらんになっておるとおり、美濃部さんが再建案を——団体指定を受けざるを得ないというので受けました。そのために都議会が非常に混乱が起きております。これは根本的な原因は何かという、これはもうだれが見ても明らかで、佐藤総理みづからが、地下鉄など公営企業の赤字は、これはもう独立採算でこれをなくすのは無理だと言つております。わが党の北山さんの質問に對してそういうふうにお答えしております。そうするとその点は、大蔵政務次官としても、やはり総理大臣が言つておるのですから十分お気づきになつてゐると思ひますが、それについて御所見を承りたいと思ひます。

○小沢政府委員 おつしやるように、地下鉄につきましては、その建設費が非常に多額を要するために、最近における地下鉄の建設の進捗、そういうようなものによりまして、営団とかあるいは各公営企業の収支が非常に悪化しつゝあります。ですから、四十二年の予算において御審議願つたように、相当大幅な地下鉄建設の補助金を増額をしたわけでございます。そういうような意味で、公営企業の財政の安定に資するように、私どもも逐年この点については配慮してゐるつもりでございます。

○広沢(賢)委員 ところが、掘れば掘るほど地下鉄といふものは赤字が出る。だから、いままです以上上たいへんな赤字に對する整理をやるやり方をとるばかりでなくて、全国的に年次計画で解消していかないと、公営企業はみんなたいへんなしわ

寄せを受けて、たとえば病院の看護婦さん、それから来年は東京都の水道、その他にずっと響いてくるし、地下鉄のあれは掘れば掘るほどなんですね。

一つ税制調査会に關係したことでお聞きしたいのですが、結局、掘れば掘るほど赤字になっていく一方、今度は掘って駅ができたところは地価が値上がりします。私鉄などは、開発したところは全部自分が買い占めて、値上がりしたのは自分のふところに入れて大もうけをしております。公営企業はそれができない。したがって、物価問題懇談会でもって、そういうものについては値上がり利益を吸収しない、こういっております。それで新聞によると、税制調査会では、土地のいろいろな空閑地税その他がずつとあつて、同時に、この問題について取り組むということをおっしゃるんですが、その点はどのくらい進捗しておるのですか。

○塩崎政府委員 土地税制の問題は、今回の税制調査会の大きな課題といたしまして取り上げまして、第一回の土地税制部会を去る七月七日に開催いたしました。先ほど広沢先生御指摘のような問題点も、その他数多く提起してございます。民間の方々、特に不動産に關係のある学識経験者の方々から、八月申くらいには実地調査、あるいは業界の意見、あるいは学識経験者の意見をまとめていただきまして、九月の初めにはそのような意見をひとつ出していただく、こんなふうにお願ひしてございます。

○広沢委員 そうすると、その問題について九月になつてからわかるわけですか。どの範囲までの値上がりというふうな税金で吸収するか、方法についてもうちよつとわかつたら伺いたい。

○塩崎政府委員 この問題も、土地収用法の改正と関連いたしまして、ここでも御議論になり、さらに、ことしのみならず昨年也非常に御議論のあつたところでございます。結局、値上がり益、社会開発利益というものをどのように吸収したら

いいのかというの是非常にむずかしい問題であります。現在の土地問題に対する世間の関心は、単に地価対策以外に、土地の供給の増加、こういった面が非常に強いと思うのでございます。不効率に利用されておる土地を効率的に利用できる方々に供給させる、こういったことが非常に關心を持っておられるところでございまして、私は、空閑地税をやるというところはあらわれだと思つてございまして。ところが、現在の国税におきますところの税制は、多分に、譲渡いたしましたときに徴収いたします、いわゆるキャピタルゲインと申しておりますが、法人税でも譲渡利益、所得税でも譲渡利益に対しますところの課税でございますので、これを極端な形で徴収いたしますと、むしろ売り惜しみの結果を生ずる、そこに私はこの問題のむずかしさがあると思うのでございます。イギリスも開発利益の徴収を先般始めたやうでございまして、それらがどんなふうな経過をたどつておりますか、私も十分検討いたしました。ひとつ売り惜しみのないような方向で、しかもまた、社会感情でありますところの開発利益、自分の額に汗しないところの利益に対する課税の評価、この問題を総合的に検討してみたらどうか、こういうふうな考えております。

○広沢委員 時間がたつてから、さつそく法人税の問題ですが、法人税はどのくらいになりますでしょうか、英国で課税したような形で。

○塩崎政府委員 いま非常にラフに計算いたしますと、約千億圓ばかりの追加的な収入が生ずるといふふうに考えられます。

○広沢委員 五千七百四十九億圓の交際費の中で千億圓くらい取つた交際費はまだまだ残つていますね。これじゃ私は不十分だと思つたのです。不十分だと思つて、国民だれもおかしいと思つて、飲み食い、それからキャバレー遊びを奨励しておるようなものだといふ悪評さくさくのこの交際費を、英国並みにやれば千億圓取れる。これはもう道徳面からいつても、税収一千億圓といつたら、相当税の問題は

解決すると思つたのです。したがつて、これはぜひとも今度の税制調査会でやらなければならぬと思つたのです。それが私は一番約束をとりたいたことですね。大蔵政務次官をはじめとしてぜひ努力していただきたいと思います。

○塩崎政府委員 交際費課税の問題につきまして、租税特別措置法をこゝで御審議をいただきまして、委員長発言でございまして、交際費の中をきめこまかく洗つて、個別的な着眼をしろという御意見がございました。そういった点につきまして、税制調査会にも御報告申し上げまして、国会の御意向はこういうことであつたということをお説明申し上げ、御審議願ふことにしてございます。

ただ、交際費課税の問題は、先般の御審議の際に私どもの御説明申し上げましたやうに、やはり期限立法になつておりました、ことしの三月で切れますものを、また二年間延長していただいたのでございます。そういった意味では、租税特別措置でございまして、期限が切れるものをあれだけ議論いたしました、今回二年延長し、しかも、その延長に際しましては、節約したならば減税の恩恵を与える、増加したならば増税の制裁を与えるという独特の方式を入れたわけでございます。そういった意味では、私はこの結果がどうなるかをひとつ十分見守つていきたい。交際費課税は、先生のおっしゃるところは、これから税金を取れということじゃなくて、五千七百四十九億圓の税収をむしろ試験研究費に回せとか、あるいはベースアップに回せというやうなことが望ましいのではないかと、税を徴収するのが目的ではないと思つたのであります。そしてむしろ企業の体質を改善できるではないかという御警告だと私は思ひます。今回の改正は、交際費を減らせば減らすほど税金が軽減されるという仕組みをとつておりますので、こういった経過を見て、またひとつ大きな判断をしてまいりたい。なお、国会で御決議のございました公給徴収の問題、あるいは特定の飲

食の問題を排除するという問題、私的な場合はできるだけ交際費を排除するという問題、これらは十分きめこまかく税制調査会で御審議をいただきたいと思います。

○広沢委員 あやまちを改めるには早いほうがいい。いいことは早くやつたほうがいいと思つたのでして、そういうことは幾らでも与野党協力すればできるわけですから、早く改めるということが大事だと私は思ふのです。だから、二年でなく、来年改めればすぐできる。それを企業体質の強化——それはけっこうだと思つたのです。研究開発費の助成とかそういうほうへ回すことができれば、そういう措置をとるとかいうことをおやりになつたほうがいいと思つたのです。そういう点では大蔵政務次官がやはり断固たる決意を示さなければいかぬと思ひます。いま私が申し上げました税金の問題と金融の問題、二つの制度調査会がありまして、この調査会に対して、理屈を話したら、これは社会党の主張ではなくて、当然過ぎるほど当然の主張ですから、これを反映して、ぜひ早くこれを実現するという点について、大蔵政務次官の所信をお伺いしたいと思ひます。

○小沢政府委員 私が簡単に、おっしゃるやうな方向で大いに決意を持って進みますと答弁すれば御納得いただけるのだらうと思ひますけれども、交際費については、私は実は本委員会でも税制の問題をいろいろ御議論を聞いておりまして、私自身実は町の非常に零細な企業であります、一つ経営者になつて、きめられた限度の交際費の半分くらいは使つておりません。しかも、交際費といふものは、私は本来営業活動に必要な経費であらうと思つたのであります。それが批判の対象になるといふことは、経営者のやり方が悪いのだ。私は、税制がいいとか悪いとか言う前に、まず経営者のやりの心がまえないものが問題なんだ。いかに皆さんの批判の対象になるやうな使い方が世の中に行なわれている結果そういう議論が起るのであつて、本来交際費といふものは、法律で定められた立場から見れば、私は、企業を發展させ、

維持し、あるいはいろいろな企業の経営をやる上において必要な経費じゃないかと思うのでございます。それを目的のかたきのように議論をするのは、むしろ経営者側のほうでもっとほんとうにりっぱな経営者の精神に徹して、全く企業のための正しい使い方をやるなら、かえってそのためにそれは必ず企業の収益に還元をしてくる、反映をしていくというような交際費であらねばいかぬので、そういうものであれば、交際費はそんなに目のかたきにしてわあわあ言うような必要はないんじゃないかというふうに、私は基本的には自分が経営者としてやってみても思うのでございます。しかし、世の中には、いかにそう言いましても、おっしゃる通りに、何か非常に目につくような乱費をされておる、交際費の名のもとに、いわゆる社用族というものが自分たちの私的なものに使い過ぎておるような面がある、現実にはそうだとすることは、私もやはり認めざるを得ないわけでございます。

したがって、そういう面では、これはいかに精神訓話をやりましても直らない部分がございますから、その面について、一体税制の面からどういうふうなそれを締め上げるといいますか、合理的にしていくかということは当然考えなければならぬ、その意味で今回の改正をお願いをして、交際費をできるだけ切り詰めて、減らしていけばいくほど税制上優遇されるような方向でひとつやろうというのが、今度御可決願いましたあの例のやり方でございます。

ですから、いま法案を御可決願って、この推移を見ないで、ここですぐまた来年からどうするのだというようなことは、ちよつと政府としては申し上げるわけにいかないわけでございます。しかし、いま局長が言いましたように、交際費をできるだけ節約して、研究開発なりその他の面で経費を使っていくような方向を助長するということについては、私どもも大いに進めていかなければいかぬと思います。そういう面で一そう調査会等の意見を求めて、私どもも検討を進めて、できるだけ

けそうした方向がとられていくように、私も責任者の一人として熱心に取り組んでいくつもりでございます。

○広沢(賢)委員 もうやめようと思ったけれども、一言言います。

道徳論や何かで、経営者の態度による、この間委員会ですら御答弁がありました。これは政務次官じゃないですが、道徳論とか、自分でもってみずから正しくしろといったって、経済法則というのと違うと思うのです。これだけは税金がからぬと思えば、がむしやらに何に使っても落としていく、こういうあれがあります。だから今度の措置になったと思うのです。少しは前進した。やはり資本主義の世の中ですから、経営者に道徳論を説いても始まらないので、それは断固たる態度に出なければいけないと思います。「ロンドンエコノミスト」にこう書いてあるのです。これはもうお読みになったと思いますが、外国人から見

た日本の経営態度というのは、「使用総資本の七〇—八〇%を銀行借り入れ金に依存しており、そのうえに、膨大な企業間信用のピラミッドがそそり立っている。まるでバクチだ。」その次に「それを監督しているのは、世界で最も口のうるさい官僚。」と書いてありますが、これはとにかくとして、口うるさくしたほうがいい。「さい配をふっているのは、酒びたりで身もちの悪い経営者」——

そうばかりじゃないと思いますけれども、そういうふうな映るのですね。したがって、やはり道徳論ではなくて、きちつと英国並みの課税、それからもつとさらに進んだ課税、これをやるというように政務次官が言わなければ、金融制度調査会は変わらないのです。いろいろな意見があります。だから、そういう点は、自民党として政治を預かるからには、きちつと金融制度調査会に態度を示されることが非常にいいことだ、私はそう思います。

以上で終わります。

○内田委員長 次回は、明二十一日、午前十時理事會、十時三十分委員会を開会することとし、本

日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十四分散会